

確定申告のお知らせ (本日配布の「確定申告のお知らせ」と併せてご覧ください。)

三田会場＝郷の音ホール 2月20日(木)～28日(金) 9時30分～15時30分

申告書などの作成・相談：小ホール
作成済み申告書の提出：ワーキングブース

※土・日曜、祝日を除く6日間 ※9時開館

問い合わせ＝兵庫税務署(078-576-5131) ※郷の音ホールへの問い合わせはご遠慮ください。



令和元年分 所得税確定申告期間：2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜、祝日を除く

◆税務署職員と税理士(近畿税理士会兵庫支部所属)が申告相談・申告書作成の指導と申告書類全般の受け付けを行います。

※会場で申告書を作成する人は、必要書類を整理してご来場ください。税務署で配布の「入力整理票」を事前に作成することで、所要時間が大幅に短縮できます。

※「確定申告書A・B様式」は、国税庁ホームページから入手できるほか、2月3日以降は市役所税務課(本庁舎2階)でも、「入力整理票」とともに配布します。(部数に限りがあるため、各市民センターでの配布は行いません。)



▲国税庁確定申告書A・B様式など

◆昨年よりも開設期間が2日間短縮され大変な混雑が予想されるため、長時間お待ちいただくほか、相談受付終了時間前に締め切る場合があります。便利になったe-Taxをご利用ください。

◆来場の際は可能な限り公共交通機関をご利用ください。

※車で来場する人は、郷の音ホール駐車場をご利用ください。(23時～翌8時の間は入庫できません。)

※近隣駐車場に駐車しないでください。

確定申告の手続きがスマートフォンで便利に!

■ スマホ専用画面の利用者拡大

2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業等の雑所得がある人などもスマホ専用画面を利用できるようになりました。



▲国税庁確定申告書等作成コーナースマホ専用画面

■ e-Taxで申告手続きが完結!

「マイナンバーカード」と「マイナンバー対応のスマートフォン」をお持ちの人はe-Taxで送信できます。また、マイナンバーカードを持っていない人も、税務署で発行したID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。IDとパスワードは、職員による本人確認のうえ発行(所要時間:約10分)しますので、お早めにお越しください。 ※ID・パスワード方式は、マイナンバーカードやICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

■ 申告書作成は国税庁ホームページで

確定申告用紙は、パソコンで「国税庁ホームページ」から入手できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で入力作成すると税額などが計算された申告書が作成できます。確定申告書は、e-Taxを利用して電子送信するほか、郵送で提出することもできます。 ※還付を受けるための確定申告は2月17日以前でも受け付けていますので、お早めに自宅などで作成し税務署に提出してください。

問い合わせ＝兵庫税務署(078-576-5131)

公的年金等の源泉徴収票を送付します

国民年金・厚生年金保険・共済組合から支給される公的年金は、「雑所得」とみなされ、所得税などが課せられます。日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険の対象となる年金受給者へ31年分の源泉徴収票を1月下旬までに送付します。確定申告の際に、添付書類として必要なため大切に保管してください。 ※障害年金・遺族年金は課税対象外のため送付しません。 ※共済年金の源泉徴収票は各共済組合から送付します。

問い合わせ＝日本年金機構(0570-05-1165)、西宮年金事務所(0798-33-2944)

作成済みの確定申告書は市役所でも提出できます

作成済の申告書を市役所で預かり、本人の代わりに税務署へ届けるものです。申告書の書き方について相談したい人は、申告書作成会場(郷の音ホール)をご利用ください。

日時＝2月3日(月)～3月13日(金)

9時～17時 ※土・日曜、祝日を除く

場所＝市役所本庁舎2階201会議室

※税務署の受付印を押印することはできません。また、控えの返送が必要な場合は切手を貼った返信用封筒が必要です。

問い合わせ＝税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

年金所得のある人の確定申告・市県民税申告

■ 所得税の確定申告が不要な人

対象＝公的年金等(遺族・障害年金は除く)の収入金額が400万円以下(2カ所以上ある場合は、その合計額)で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人 ※上記対象者であっても所得税の還付を受けるためや株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書は提出できます。

■ 市県民税の申告が必要な人

所得税の確定申告が不要な人でも、次の人は市県民税の申告書提出が必要です。

対象①＝公的年金等に係る雑所得以外に他の所得があった人(他の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書の提出がある人は除く)

対象②＝源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除や、医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の各種控除を受けようとする人 ※所得税の還付を受けるためや株式等の損失を翌年に繰り越すための確定申告書を提出した人は、市県民税の申告は不要です。

◆収入が公的年金等のみで、その収入金額が次の金額以下の人は市県民税の申告も不要です。

昭和30年1月1日以前生まれの人＝148万円
昭和30年1月2日以降生まれの人＝98万円

問い合わせ＝税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は所得控除の対象となります

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(平成31年1月～令和元年12月までに納付された金額)は、所得税・住民税の社会保険料控除として、所得から全額控除されます。特別徴収(年金天引き)されている人は、本人のみ控除対象となります(扶養義務者などの控除対象にはなりません)。 ※国民健康保険税の納税義務者、後期高齢者医療被保険者と介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)には、年間納付済額のお知らせとして「社会保険料納付済確認書」を1月下旬に送付しますので、確定申告等の資料にお使いください。

問い合わせ＝国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)、介護保険料は介護保険課(559-5077 FAX 563-1447)

要介護認定者などの控除証明について

■ 介護保険要介護認定者の障害者控除証明書

障害者手帳などを持っていない人でも、身体などの状況により所得税や住民税の特別障害者控除または障害者控除の対象となる場合があります。

対象＝基準日(毎年12月31日[年の途中で死亡した場合は死亡日])現在で、要介護1～5の人または身体障害者(1～2級)もしくは知的障害者(重度)に準ずる要支援1～2の人 ※証明書の発行には申請が必要

■ おむつに係る費用の医療費控除

寝たきりの人などが使用するおむつ代が医療費控除の対象と認められるには、確定申告の際に、医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

※基準日(12月31日)現在、要介護認定を受けており、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、当該要介護認定に係る主治医意見書により「寝たきり状態であること」と「尿失禁の発生可能性」が確認できれば、市に申請後、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を発行します。

申し込み・問い合わせ＝介護保険課(559-5078 FAX 563-1447)